

## 公募に関するQ&A

2023年3月8日版

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発構想	1-1	1.(3)事業の内容	設定された中間目標を達成できない場合、事業途中で打ち切りとなるのか。	中間目標未達であった場合も、必ずしも直ちに事業打ち切りとなるわけではありません。NEDOやPD／PO等において対応を協議します。なお、事業継続との判断となった場合、実施計画の見直し等を行う可能性があります。
	1-2	3.(1)研究開発成果の取扱い	研究開発成果にバックグラウンド知的財産権が含まれる場合、無条件に利活用を認める必要があるのか。	知的財産権の利活用については、NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針に基づき、実施者間で協議いただくため、無条件で利活用を認める必要はありません。ただし、研究開発成果の利用につなげていくため、バックグラウンド知的財産権も含めた知的財産権の利活用が円滑に進むよう実施者間で検討いただくことになります。
2. 公募要領	2-1	2.(3)事業内容	シーズ寄りや原理検証を含めた改良など、早期段階の研究についても提案が可能か。	早期段階の研究を含む提案を否定しませんが、研究開発構想で定められた目標やスケジュール等を踏まえた提案をお願いします。なお、本公募では、研究開発構想（令和4年12月）に基づき ・ハイブリッドクラウド利用基盤技術の開発／強固な鍵管理によるデータセキュリティ技術 ・半導体・電子機器等のハードウェアにおける不正機能排除のための検証基盤の確立 を実施する事業者を募集します。それぞれにおいて全体に対する提案を必要としているため（複数者の分担による連名提案可）、一部の項目のみに対する提案は受け付けておりません。
	2-2	2.(4)事業期間	図の「研究開発のスケジュール」に記載されたとおりのスケジュールでなければ提案できないのか。	仮に、本研究開発項目の実施が、本計画よりも前倒しで実施が可能な提案があるのであれば、そのような提案を行うことも可能です。
	2-3	2.(4)事業期間	ステージゲート審査と中間評価の違いは何か。 (中間評価は継続可否を判断する委員会ではないか。中間評価の目的は。)	ステージゲートは事業の継続（フェーズ移行）の可否等を判断することを目的として行い、中間評価は研究開発構想及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき、その評価結果を予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）ことを目的として行うことを予定しています。
	2-4	2.(4)事業期間	事業期間中に途中から参画することは可能か。	現時点では、当初に提案がなかった実施者の途中からの参画は想定していません。なお、仮に、NEDO等が事業期間中に実施者の追加が必要と判断した場合にあっては、原則、公募・審査により実施者の選定を行います。
	2-5	2.(4)事業期間	提案時点において最初のステージゲート以降分の計画や予算を詳細に検討することが難しい場合、どの程度の精度が求められるか。	提案における事業期間全体の計画が審査の対象となるため、ステージゲート以降分についても、可能な限り詳細まで精査した計画をもって提案してください。
	2-6	2.(4)事業期間	ステージゲート審査の時期は、研究開発構想に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	仮に、本研究開発項目の実施が、本計画よりも前倒しで実施が可能な提案があるのであれば、そのような提案を行うことも可能ですが、その上で、ステージゲート審査の実施時期はNEDO側の判断となります。
	2-7	2.(4)事業期間：ステージゲート	ステージゲート審査の具体的な実施時期はいつか。	NEDO事業では通常、年度の後半で実施していますが、現時点では、具体的な実施時期までは決定していません。
	2-8	2.(6)制度の推進体制	PDまたはPOは、具体的にどのような役割を担うのか。	「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき、研究開発課題の採択・進捗管理・評価の指揮・監督等を行います。
	2-9	3.応募要件	事業期間中において実施者側の体制変更は可能か。	所定の手続きを行うことで体制変更することも可能です。変更の内容により手続きが異なります。また、事業目的達成の観点から、変更の内容によっては認められないこともあります。
	2-10	3.応募要件	個人事業主でも応募は可能か。	応募できません。法人格を有することが条件となります。
	2-11	3.応募要件	製造業の場合、資本金が3億円を超している場合でも従業員が300人以下であれば中小企業に該当するのか。	中小企業基本法における定義に基づき、従業員の基準を満たしているため、該当します。
	2-12	3.応募要件	過去にNEDO事業に採択されたことがあるが、応募は可能か。	提案内容が異なるものであれば応募できます。
	2-13	3.応募要件	上場企業は応募できないのか。	応募できます。上場しているか否かは応募要件としておりません。
	2-14	3.応募要件	研究代表者は企業、アカデミアどちらでも良いのか。	企業、アカデミアいずれも可能です。
	2-15	3.応募要件	他のNEDOのプロジェクトに採択が内定している場合は、応募できないのか。	応募は可能ですが、重複排除の観点から、同一の研究開発テーマに対して受託することはできません。異なる研究開発テーマの場合、双方の事業を実施できる体制を有しているかも含めて審査されます。
	2-16	3.応募要件	大学単独での全体提案が困難な場合、企業と連携・分担する計画として連名提案することはできるか。	可能です。
	2-17	4.(4)提案書類	研究開発課題の実施責任者（研究代表者）には誰が該当するのか。	NEDOにおいては、提案者の研究開発責任者が該当します（再委託先は除きます）。

2-18	4.(4)提案書類	事業途中で複数企業の共同出資により会社を設立し、その会社が本事業を実施していくことは可能か。	所定の手続により、事業目的達成の観点からNEDOが認めた場合は、可能です。
2-19	4.(4)提案書類	企業を代表とするコンソーシアムに大学が参画する場合、再委託と共同提案のどちらを選ぶべきか。	どちらの形態も可能ですので、計画に即した妥当な形を検討の上で提案してください。
2-20	4.(4)提案書類	共同提案者（大学含む）から再委託することは可能か。	可能です。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんので、ご留意ください。
2-21	4.(4) 提出書類：国内外企業と連携している事を示す資料	国外の企業と共同研究を行っている場合の提出書類について既定のフォーマットは有るか。	特に既定のフォーマットは設けておりませんので、客観的に内容が判る説明資料の提出をお願いします。
2-22	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	提出資料（別添7その他の研究費の応募・受け入れ状況）の対象について、研究の代表者だけで良いか。研究者全員分が必要か。	研究者全員分ではなく、各法人における研究開発責任者の分を提出ください。
2-23	4.(4) 提出書類：その他の研究費の応募・受け入れ状況（詳細は別添7）	公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費の状況を記入とは具体的にどういったものか。	競争的研究費（※）を除き、公的資金や民間資金による研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等の個別の研究内容に対して配分されるもの）全てについて記載してください。 ※内閣府 競争的研究費制度（ <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/">https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/</a> ）
2-24	4.(4)提出書類：財務諸表	創業3年末満もしくは休業中で3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、応募できなないのか。	応募可能です。3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、0~2年の決算報告書及び納税証明書に加えて、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などを提出してください。
2-25	4.(4)提出書類：財務諸表	財務諸表について、決算期の関係で今年度の決算報告書をまだ作成していない場合、どうすればよいでしょうか。	既に作成されている最新の決算報告書を含め直近3期分を提出してください。
2-26	4.(4)提出書類：事業報告	事業報告書と財務諸表をHPで公開しているが、提出に代えてそのURLを記載することでもよいか。	URLの記載を代替として受け付けます。
2-27	4.(4)提出書類：財務諸表	連名提案を行う場合、代表提案者か共同実施者かによらず全提案者の財務諸表の提出が必要か。	全提案者の分を提出してください。
2-28	4.(4)提出書類：財務諸表	事業報告書の作成をしていないがどの様な資料を提出すればよいか。	会社法に基づき作成されている事業報告書を指していますが、作成されていない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
2-29	4.(4)提出書類：財務諸表	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、キャッシュフロー計算書(C/F)の提出について、C/Fがない場合はどうすればよいか。	キャッシュフロー計算書(C/F)がない場合は、それに準じた内容の資料を作成して提出してください。
2-30	4.(4)提案書類：別添1	別添1で委託先のみ記載するのか、再委託先まで記載するのか明示されていない箇所について、記載方針を確認したい。	P2の表紙：委託先のみ、P3のクレジット：委託先のみ、P5の管理者：委託先のみ、P8の体制一覧：再委託先を含む、P10の研究実施場所：再委託先を含む、P10の保有設備：再委託先を含む、P11の研究計画スケジュール：実施項目単位で記載（再委託先を含む）、P14の契約等に関する合意：委託先のみ。
2-31	4.(4)提案書類：別添1、別添3	事業化計画書について、別添1にはまとめて記載しても良い、という記述があり、別添3には事業者ごとに記述するように記載されている。どの単位で作成するのが適切か。	原則として、事業者ごとに作成してください。大学等で事業化計画が企業の計画に包含される場合など、まとめて書いた方が表現しやすい場合はまとめて記載して頂いても構いません。
2-32	4.(4)提出書類：契約書(案)に疑義がある場合その内容を示す文書	契約書（案）に疑義がある場合の提出書類について、代替案とする契約書全体の添付等が必要か。	疑義の内容を示す文書を提出してください（代替案とする契約書自体の添付は不要）。なお、疑義がない場合は資料提出は不要です。提案書類別添1の「6. 契約等に関する合意」で疑義がないことを記載してください。
2-33	6.(1) 審査の方法について	面接審査において、提案書のほか面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査においては、提案書の内容を説明いただきます。提案書のほか適宜補足説明資料を用いることも可能とする予定ですが、詳細は面接審査の実施に先立ち別途ご連絡いたします。
2-34	7.(9) NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票（詳細は別添6）	機微情報の定義における「保護すべき技術情報」とは何か。 何らかの仕組みで決定するのか。	具体的な対象は、今後、設置される指定基金協議会を含め、関係者にて設定されいくものですが、関係行政機関が保有するニーズ情報や民間企業等の情報セキュリティのインシデント情報などがこれに該当すると想定しています。
2-35	7.(9) NEDO事業遂行上に係る安全管理措置の確認票（詳細は別添6）	別添6 のうち「III. 本事業で求められる安全管理措置」においては、措置状況で「措置済み」「今後において対応」との区分があるが、契約締結時までにすべて措置済みとなっている必要があるか。	必ずしも契約締結時にすべて措置済みになっていることを求めるものではありません。確認票において「今後において対応」と記載した内容及び採択条件が付された場合には、事業実施中に措置を講じていただくこととなる場合もあります。なお、措置に係る費用は直接費として計上可能です。
2-36	7.(11)知財マネジメント	特別約款の「知的財産権の帰属に関する特則」に記載のある指定基金協議会が帰属を決定するケースはどのようなものか。	当プログラムの趣旨に則って「経済安前保証重要育成プログラムの運用・評価指針」及び「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」により設置される指定基金協議会の決定に従うものとなります。現時点で具体的に決まっているものはありません。

2-37	7.(12)データマネジメント	"委託者指定データがない場合"とは。	受託者が本事業の実施により取得したデータをNEDOで管理しない場合を指します。本事業では受託者が取得したデータをNEDOで利活用することを想定していないため、「委託者指定データがない場合」が適用されます。
2-38	7.(21)研究開発資産の帰属・処分	プロジェクト実施期間中に資産の所有権の移転を行ふことは可能か。	委託費により取得した資産の所有権はすべてNEDOに帰属するため、所有権の移転はできません。
2-39	7.(21)研究開発資産の帰属・処分について	事業終了後、NEDOに帰属する取得財産を実施者が買い取る必要があるか。	委託契約において、委託業務の完了後又は委託期間終了後、NEDOが提示する譲渡価格をもって有償譲渡する等の規定をします。詳細は委託契約書をご確認ください。
2-40	4.(5)提出にあたっての留意事項：e-Rad / 共同実施先	e-Rad上研究分担者の登録について、共同研究者全員の登録が必要か。	全員の登録は不要です。代表提案者が共同研究者も含めて各委託先及び共同実施先の代表となる研究者を登録下さい。
	2-41 指定基金協議会の設置及び運営について	協議会は誰が設置・運営するのか。	本事業における協議会は、経済産業大臣及び内閣総理大臣が設置し、経済産業省及び内閣府が事務局を担当する予定です。
	2-42 指定基金協議会の設置及び運営について	協議会における研究開発代表者の役割はどのようなものか。	経済安保推進法における「研究開発代表者」は、本事業における研究開発等を代表する者として、協議会の設置に同意いただき、協議会運営にかかる相談等に対応いただくとともに、構成員の一人として協議会に参画いただくことになります。
その他	3-1 契約締結	共同で提案した場合、採択後、NEDOとは代表機関のみが契約するのか、参加企業それぞれが契約するのか。	共同提案の場合は、NEDOと参加企業それぞれが契約します。
	3-2 事業後の事業展開	事業終了後の開発製品の海外での事業展開について、経済安全保障の観点から制約があるのか。	外為法の遵守を前提として、海外での事業展開を制約する規定はありません。なお、国において今後設置される指定基金協議会の中で研究成果の取扱いについて検討がなされると理解しています。